

事 務 連 絡

平成 30 年 9 月 20 日

札幌市保健福祉局保健所動物管理センター長 殿

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る仮設住宅への  
ペットの受入れ配慮について

この度の地震災害における貴管内における甚大な被害について、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、環境省では、被災者の心のケアの観点等から仮設住宅において被災者がペットと同居できるように、別添写しのとおり北海道環境生活部環境局生物多様性保全課長宛て事務連絡を発出しましたので、お知らせします。

つきましては、貴管内においても応急仮設住宅の整備等が生じた際には、北海道庁とも連携しつつ、仮設住宅へのペットの受入れについて特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

(連絡先)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

室長補佐 田口本光、専門官 川越国洋

電話 03-5521-8331

事務連絡  
平成30年9月20日

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課長 殿

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

平成30年北海道胆振東部地震に係る  
仮設住宅へのペットの受入れ配慮について

この度の地震における甚大な被害について、心よりお見舞いを申し上げます。

被災者向けの住まいの確保については、みなし仮設住宅への入居の準備など、様々な手続きが進められ、また、建設型の仮設住宅についても、検討・準備が進められているところと承知しておりますが、今後、ペットとともに被災した被災者からペット連れで入居できる応急仮設住宅の確保について要望が生じると考えられます。

このような状況に鑑み、検討段階からペットの同伴が可能な仮設住宅を準備しておくことにより、ペット同伴の被災者とその他の被災者の双方にとって望ましい状態の実現につながるものと思われまますので、応急仮設住宅等の整備にあたり、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

(連絡先)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

室長補佐 田口本光、専門官 川越匡洋

電話 03-5521-8331